

第2回四国中央市ごみ処理施設整備検討委員会 会議録

日 時	令和5年7月24日(月)13:30 ~ 15:20		
場 所	四国中央市役所 5階 大会議室		
出席者	【委員】敬称略 石川 大朗、苅田 耕一、北村 賢二、下司 早智子、篠原 聡一 高橋 真、高橋 誠、原田 泰樹、村上 智子、八湊 浩		
	【事務局】 尾崎市民部長 生活環境課:渡邊課長、石川課長補佐、水田主任、中村主事 支援業務受託者 復建調査設計株式会社:遠矢、石田、中島		
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴人数	0名
会議次第	1 開 会 2 委員長挨拶 3 報 告 (1) 第1回検討委員会の振り返り (2) ごみ処理方式の概要 (3) 令和4年度の検討概要 (4) ごみ処理方式の検討方法 (5) ごみ処理方式の検討結果 (6) 今後のスケジュール (7) その他 4 閉 会		
配布資料	次第 資料1:第1回検討委員会の振り返り 資料2:ごみ処理方式の概要 資料3:令和4年度の検討概要 資料4:ごみ処理方式の検討方法 資料5:ごみ処理方式の検討結果 資料6:今後のスケジュール		

【会議概要】

発言者	発言内容
	1開会
	2委員長挨拶
	3報告
事務局	資料①から③までを通して説明
質疑・応答	
八鍬委員	「災害廃棄物の処理に係る四国中央市の考え方」に関し、今後は別途、災害廃棄物対策として、仮設焼却炉での処理の必要性及び仮置場の候補地も検討する必要があると考える。
北村委員	「燃料化施設における製造品の規格統一に係る検討」とあるが、既存の規格があるのか。
事務局	資料における「規格統一」は、原料となる一般廃棄物には性状にばらつきがある中で燃料の品質が均質化できるかを検討するという意味であり、既存の規格があるという意味ではない。
高橋委員長	他事例において、燃料の成分分析は、受入先で行っているのか。
事務局	定期的に燃料の成分分析を行っていると聞いている。
篠原委員	本委員会において処理方式の検討と広域化の検討を同時並行で行うようにも見えるが、まずは処理方式を決定するものと考えて良いか。
事務局	そのとおりである。
八鍬委員	焼却施設を整備する場合における交付金の交付要件として、「循環型社会形成推進地域計画の対象区域の全域において、プラスチックの分別収集等を行うこと」が掲げられている。このため、近隣自治体の広域化焼却施設へ、四国中央市の燃料化施設で発生する残渣を処理委託する場合には、四国中央市もプラスチックの分別収集等が必須となる。
事務局	燃料化処理方式を採用する場合、残渣は民間施設または広域化焼却施設での処理を想定することとし、広域化焼却施設での受入に関するプラスチックの取扱いに関しても継続して近隣自治体と協議を継続する。
事務局	資料④について説明
質疑・応答 なし	
事務局	資料⑤について説明
質疑・応答	
高橋委員長	焼却施設の場合は広域化、燃料化施設の場合はトンネルコンポスト方式が有力と思われるが、定性的評価における⑩本市行政方針との整合性について、広域化焼却施設を採用する場合には、四国中央市の既存施設の稼働予定を令和14年度末から令和16年度末まで延長する必要があるが、物理的・経済的に可能なのか。

事務局	既存施設の稼働予定の延長可否は、広域化焼却施設を採用する場合の検討課題である。
篠原委員	トンネルコンポスト方式を採用した三豊市における事業の経営状況や、製造した燃料の受入先での受入量及び質は、現在どのような状況か。
事務局	三豊市事業では、経営に困っているということは聞いていない。なお、燃料の受入先での受入量及び質は、企業情報であり確認できていないが、引き続き情報収集を行う。
高橋委員長	四国中央市が想定しているトンネルコンポスト方式の処理フローは、三豊市とは異なり産業廃棄物による調整の工程がないが、燃料の受入先も受入可能なのか。
事務局	昨年度のアンケートでは、当市のごみの成分分析結果を示した上で、受入可能との回答を得ている。
下司委員	整備する施設は、処理方式に関わらず、豪雨等の災害への対策が講じられたものとなるのか。
事務局	施設整備にあたっては、災害対策に配慮する。
高橋委員長	定性的評価における⑧整備面積について、処理方式により差があるが、どの処理方式の場合でも確保可能なのか。
事務局	現在調査中である。なお、どの処理方式の場合でも、建設候補地の検討及び地元合意を経て、建設場所を決定することになる。
石川委員	定量的評価(事業費)について、焼却施設の場合の売電収入、燃料化施設の場合の燃料売却収入は考慮せず、施設の建設費及び運営維持管理費等の費用のみで評価するものと理解して良いか。
事務局	燃料売却収入が未定であることなどから、定量的評価は収入を見込まない費用のみで評価する考えである。
高橋委員長	今後、実証試験を行う中で、燃料売却収入が分かってくる可能性があるか。
事務局	そのとおりである。
八鍬委員	トンネルコンポスト方式は、ごみを焼却などせずに全て燃料として資源化するため、脱炭素や処理費用の観点で優位である。さらに、全国的には、燃料の受入先の確保が課題となり同方式の採用を断念している自治体がある一方、四国中央市では受入先が確保できる可能性が高い状況にある。ただし、燃料受入について受入先として20年など長期契約はできないと考えられるため、継続的な燃料受入の担保が最重要だと考えている。なお、過去にRDF事業が中断された事例においても、RDFの受入先がなくなったことが原因である。
事務局	燃料受入を確約書で交わしている事例もあり、同方式を採用する場合には、継続的な燃料受入について受入先と協議する必要があると考えている。なお、過去の他事例でRDFの受入先がなくなった原因は、RDFの塩素濃度が高く炉を傷めたためだと認識しており、高塩素対応可能な受入先の確保が必要だと考えている。
高橋委員長	燃料の規格を作れば、受入先が確保しやすくなるのかもしれない。

石川委員	燃料の価格高騰や 2050 年カーボンニュートラルのことを考えると、トンネルコンポスト方式で製造する燃料が、民間事業者が使用する代替燃料の選択肢のひとつになると期待される。
村上委員	諸事情により、燃料を受け入れてもらえない事態が発生した場合には、追加の費用負担が発生するのか。
事務局	燃料として売却するのではなく、処理する必要があるため、処理委託費が必要となる。このため、このような事態が発生しないような体制づくりが必要である。
荻田委員	長年、仕事の中で木をチップ化し、民間事業者に燃料として売却しているが、水分など燃料の質により、売却単価が大きく変動するため、燃料化処理方式を採用する場合には品質管理が重要と考える。
事務局	資料⑥について説明
	6閉会